

## C-1. 車両型郵便局

もともと簡易郵便局の代替としてつくられた経緯があり、簡易郵便局程度の機能が搭載されているが、面積や規模に明確な規定はない。出店する場所については、簡易郵便局が法規に照らして必要な場所に設置される。

## D-1. 訪問理容車

店舗と同様の設置基準が適用される。最小面積等の制限があり、マイクロバスクラスの大型車両が必要となる。換気扇やタオルウォーマー、消毒器等、衛生設備についても、店舗同様の装備が求められる。訪問先の保健所ごとに届け出が必要で、かつ面積の基準など保健所により差がある。また、訪問が認められるのは疫病等による外出困難者や社会福祉施設等の入所者など来店が困難な方に対応する場合に限られ、理容所・美容所以外での営業には届け出が必要となっている。

この分野に於ける出張・訪問に関する費用の基準は無く、ヒヤリングを行った事例では出張費は徴収していないため、昨今の燃料費高騰により燃料代など移動にかかる経営者の費用負担が大きくなってきており、持続可能な枠組みとするための課題となっている。

## E-1. 訪問歯科診療車

巡回診療は、基本的には医療法で禁じられている。例外的に、重度の病気や怪我などの原因で通院することが困難な方や、高齢者向けの福祉施設に入所されている方等に限り認められているが、事前に届け出が必要である。また、訪問診療を単独で行うことは認められておらず、必ず拠点となる病院あるいは診療所の開設が必要であり、かつ訪問診療を行う範囲は拠点から半径 16 km 以内と定められている。

保険が適用されるため、訪問診療を受けても患者の負担は通常の診療と変わらない。訪問する側については、現行法規では医師は訪問診療料として 850 点 (8500 円)、歯科衛生士が 360 点 (3600 円) の保険点数を受け取ることができる。これと別に、診療費用を受け取れるため、この分野の訪問に対する保険制度は手厚いといえる。一方で、2002 年の法改正により、往診車で診療を行った場合、保険が適用されないという問題が発生している。現場の状況では訪問車を適切に用いた診療の方がより安全で患者・医師ともに負担が少ないため、法制度の改善が求められる。

## E-2. 巡回診療船

島嶼部で医療が十分に行き届かない地域への検診を主たる業務とする。

巡回診療によらなければ住民の医療の確保や健康診断の実施が難しい地域であるため、拠点から半径 16km 圏外でも活動が可能となっている。平成 20 年 3 月に、僻地、離島などへの巡回診療を都道府県が認めても差し支えない旨の法改正がされた。

島嶼部の医療福祉の確保を目的としているために検診にかかる費用は無料 (一部有料、自治体によってばらつきがある) となっているが、船体の維持、保管、運行に多額の費用を要するため、サポート体制の確立が求められている。

船舶特有の問題としては、訪問先の港に浮桟橋の設備がない場

合、乗降に不安定なタラップを用いなければならず、高齢者の乗下船に不安がある。また、船舶が比較的大型であるため、小さな港には入港できず、訪問できない島がある。悪天候により訪問できない場合があり、年間スケジュールの中での代替日の確保も課題である。

## 7. 運用上の課題と今後の展開

以上の事例調査や検証の結果、挙げた問題点を整理すると以下の通りとなる。

### 1. サービス分野を横断した運営の仕組みづくり

移動巡回型サービスは、現時点では拠点型サービスに従った補足的な形態であると認識されており、法制度の上で基準が統一されていない場合が多いため、同一の移動巡回ユニットでの申請等の手続きが煩雑である。また、運営も各事例ばらばらに行われており、利用しやすい状況とはいえない。

更に、運営にあたるスタッフが拠点となる施設を運営しながら副次的に携わることが多く、巡回診療船の例では瀬戸内海沿岸 4 県の済生会病院の医師や看護師、事務員が持ち回りで担当しているが、医師不足の中で厳しい労働条件となっている。

法整備や運営方法、設備の検証を進め、分野を横断した統合的な移動巡回型サービスの確立を目指すことが望まれる。

### 2. 訪問先の地域で営業する施設との棲み分け

これまで、生活インフラにかかわるサービスは、エリアによって棲み分けがされていたが、移動巡回型サービスによって縄張りを犯されるのではないかの危惧から地元団体などの抵抗にあるケースが見られる。今後、エリアだけではなく、既存施設には出来ないサービスを提供するという内容を評価し、適切な運営方法や棲み分けの仕組みづくりが求められる。

### 3. 移動巡回にかかるコスト負担のあり方

多くの事例で移動にかかる費用を自己負担して運営しており、採算面で厳しい中、福祉の精神を持って業務に当たっている。持続的な移動巡回型サービス提供のため、かかる費用負担の適正なあり方を再考する必要がある。また、保険制度など運営をサポートする制度についても、現場の状況に即した整備が求められる。

今後、これら運営のあり方やコスト面の調査を継続することで、目的である今後の縮小社会を支える生活インフラのネットワークとして、相互に連携して運営される仕組みを考察し、更に、それらをもとにした実践的な検証を交え、研究を進めてゆきたい。

## 参考文献

東京大学新領域創成科学研究科大野秀敏研究室：ORANGE ROUNDS 暖かい巡回 2012  
古川香散見：自動車を利用した地域サービスのありかたに関する研究、東京大学新領域創成科学研究科修士論文 2011.3

## 謝辞

本研究は JSPS 科研費 24656344 の助成を受けたものです。